



『依然続く悪質な劇場型の投資勧誘！〜二次被害トラブルも急増！〜』

《さまざまな劇場型勧誘にご注意！》

【事例1】

「カンボジアの農地使用権のパンフレットがB社から届いていませんか？」と数回A社から電話があった。その後パンフレットが届き、またA社から電話があった。「パンフレットが届いた人しか申し込めないで、代わりに買ってほしい。15万円で販売しているが、倍以上の価格で買い取る。」と言われた。農作物の売買収益で配当が得られると書いてあるが、よくわからず怪しいと思う。

(68歳代 女性)

【事例2】

証券会社を名のる業者から「Cという会社が、がれき処理工場建設のための出資を募っている。それに関するパンフレットが届いたら連絡してほしい。パンフレットを3万円で買い取る。」と電話があった。

後日、本当にパンフレットが届いた。他の会社からも買い取りたいという電話がしょっちゅうかかってくる。どうしたらよいだろうか。

(70歳代 女性)



【アドバイス】

◎ある業者が販売する商品や権利を、別の業者が「購入額より高値で買い取る」などと言って、購入するように仕向ける「劇場型勧誘」が依然として続いています。

◎業者は、その時々々の社会情勢を反映させたセールストークを使って勧誘します。

・「カンボジア経済は右肩上がり、カンボジアの不動産は最適の資産運用です」

・「がれき処理は、被災地の復興支援になります」

などと説明された例もありました。

★一度お金を支払ってしまったと、取り戻すのは極めて困難です。

★つまい話をもちかけられても、きっぱり断りましょう！

《損を取り戻せるという勧誘による二次被害・トラブル急増！》

【事例】

「安愚楽牧場に隠し財産が見つかった。預けたお金の6割を取り戻す代わりに、優良債券を買ってほしい。」と電話があった。

「4千万円を現金で持参するので、その額をそのまま金の採掘権を買う投資事業組合に入金してほしい。今すぐ申込書をファックスしてほしい。」と言われた。預けたお金の6割が戻るならと思い、申込書をファックスした。

よく考えてみると話がおかしいと思う。

(70歳代 男性)

【アドバイス】

◎二次被害とは、投資詐欺（未公開株・社債・ファンド・外国通貨などの名目でお金を騙し取る）の被害者に、「お金を取り戻すことができる」と持ちかけ、さらにお金をだまし取ろうとする手口です。

◎損を取り戻すどころか、逆に増やしてしまいます。

◎被害者のリストが漏れていたたり、損を取り戻したいという心理状態にあるので、被害者はさらに狙われやすくなっています。

◎事例の場合、裁判所による破産手続きが進行している中で、個別に被害が救済されることはありません。

◎業者のセールストークは信用せず、きっぱり断りましょう。

★一度支払ってしまったお金を取り戻すのは極めて困難です。

★業者に指定された銀行などの預金口座にお金を支払ってしまった場合は、すぐに警察や金融機関に連絡し、振り込んだ預金口座の利用停止を求めましょう。

★消費生活センターなどの公的機関が、被害調査を業者に委託したり、相談者



情報を業者に提供することは一切ありません。
★絶対にお金は支払わず、早めにご相談ください。

《「アダルトDVDや児童ポルノ」などの購入者を告発する」という手紙にご注意！》

【事例】

「わいせつDVDを違法に購入したため告発する。取り下げたいなら連絡するように」という封書が届いたが、購入した覚えがなく不審。

(60歳代 男性)

【アドバイス】

◎同じような内容の文書に関する相談が、全国の消費生活センターで急増しています。

◎このような文書が届いたら、あわてて相手に連絡せずに、ご相談ください。

【消費生活に関するご相談は】

農林商工課 消費生活コーナー
月・水・木の午前9時～午後5時
来庁相談も可能ですが、まずはお電話ください。(要予約)

☎739・0001 (内線255)

*商品やサービスの契約トラブルなど相談者の皆さんと共に考え、解決に向けてお手伝いします。